

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七号

広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

広島県建築基準法施行細則（昭和五十三年広島県規則第三十六号）の一部を次のようにより改正する。

第十一条第一項中「（省令別記第三十六号の十様式による報告書を除く。）」及び「（省令別記第三十六号の十一様式による定期検査報告概要書を除く。）」を削る。

第十八条の二第一号中「又は第一種低層住居専用地域」を「、第一種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

第十九条第一項の表中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改める。

第二十条第一項ただし書中「及び第一種中高層住居専用地域」を「、第一種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第三十条第一項中「法第四十八条第一項から第十三項まで」を「法第四十八条第一項から第十四項まで」に改める。

別記様式第九号の注1中

「建築基準法第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第59条、第59条の2、第67条の2、第68条、第68条の3、第68条の5条5の3及び第85条①」を

「建築基準法第44条、第52条、第53条の2、第55条、第56条の2、第57条の4、第59条、第59条の2、第67条の3、第68条、第68条の3、第68条の5条5の3及び第85条①」に

改める。

附 則

以上の規則は、平成三十一年四月一日から施行する。